

南大隅町内バス事業者活用支援事業実施要綱

(目的)

第1条 貸切バスは、団体客の移動手段として多くの観光客を受け入れる必要不可欠な交通インフラである。この要綱は、コロナ収束後の観光需要回復期に備えること、また2次交通が課題となっている本町の打開策として、旅行エージェント等が造成する旅行商品に係る貸切バスの運賃料金を支援することで南大隅町内バス事業者の利用促進と事業回復を図るため、予算の範囲内において、奨励金を支給することとし、その支給については、この要綱の定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 旅行業の登録のある旅行エージェント

(条件)

第3条 下記の条件を全て満たす場合に奨励金を支給する。

- (1) 南大隅町内のバス事業者を活用すること。
- (2) 運行ルートに南大隅町の観光スポット（観光素材）が含まれていること。
- (3) バスの発着場所が南大隅町外であること。但し船舶を利用し根占港を経由する旅行商品に限り根占港発着を対象とする。
- (4) 利用に際し、新型コロナウイルス感染症対策に努めること。

(受付期間及び対象催行期間)

第4条 協議書受付期間は当該年度の4月1日からとする。

奨励金支給対象とする催行期間は当該年度の4月1日から3月31日の間に催行されるものとする。また、予算の範囲内において、受け付けは申し込み順とする。

(奨励金額及び奨励金限度額)

第5条 奨励金額は貸切バス利用実績に応じてバス料金の1/2相当額を支給する。

- 2 前項の額に千円未満の端数が生じた場合は切捨てとする。
- 3 1企画当たりの奨励金限度額は200,000円とし、宿泊が発生する場合においてもこの限りとする。
- 4 貸切バスのキャンセル料が生じる場合、キャンセル料は支給対象外とする。
- 5 フェリー利用料金及び高速料金、手配手数料等は第1項のバス料金に含めない。

(協議書の提出)

第6条 申請者は募集販売開始の7日前までに交付協議書(様式1)に下記の関係書類を添えて南大隅町長(以下「町長」という。)へ提出しなければならない。但し、4月1日から4月14日の間に催行を設定している旅行商品は4月1日付けでの協議書提出とする。

(1) 企画書等貸切バス事業者が確認できるもの(様式は問いません)

(2) 振込先口座確認書類(通帳の口座情報が確認できるもの等)

(交付内定の通知)

第7条 町長は協議書を審査し、奨励金支給の可否の決定を行い、その旨を申請者に奨励金交付内定通知書(様式2-1)または、奨励金不採択通知書(様式2-2)で通知するものとする。

(変更協議書の提出)

第8条 申請者は当初協議した協議書等に変更が生じた場合は速やかに変更協議書(様式3)を町長へ提出しなければならない。

(変更内定の通知)

第9条 町長は変更協議書を審査し、奨励金支給の可否の内定を行い、申請者に奨励金変更交付内定通知書(様式4)で通知するものとする。

(申請書の提出)

第10条 申請者は、必ず旅行商品の全催行終了日30日以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い日に奨励金交付申請書(様式5)に下記の関係書類を添えて提出しなければならない。また、計画した旅行企画が不催行となった場合は不催行申請(様式6)を提出しなければならない。

(1) 貸切バスの経費内訳が分かる領収書等。

(交付決定の通知)

第11条 町長は交付申請書の内容を審査後助成決定の可否を判断し奨励金決定通知書(様式7)を通知するものとする。

(請求及び支払い)

第12条 申請者は奨励金決定通知書を確認後速やかに、請求書(様式8)を町長へ提出しなければならない。その後、奨励金の支払いを行うものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施の関し必要な事項は、町長が別に定めるものとする。

附則

(施行期日)

この要綱は、令和4年4月1日から適用する。